平成30年8月8日現在

カソロン粒剤6.7

農林水産省登録 第14217号

適用雑草と使用方法

作物名	適用場所	適用雑草名	使用時期	適用土壌	使用量	本剤の 使 用 回 数	使用方法	D B N を 含む農薬の 総使用回数
	物 休耕田	一年生雑草	春期の雑草 発 生 始 期	全土壌	8~12kg/10a	1 0	全面土壌散布	
りんご		一年生雑草及び 多年生広葉雑草 (まめ科を除く) スギナ	秋冬期の雑草 発生前〜 発生始期		5~6kg/10a			
		ギシギシ、 ヨモギ、 タンポポ、 ヤブガラシ等の 多年生広葉雑草	春期の雑草 発生始期 〜生育期		8~10kg/10a		雑草の株元 又は成長点 に所要量を 局所処理す る。	
な しも								
桑		一年生雑草	雑草発生前 〜発生始期 (春又は夏切直後)	砂土、赤黄色 土壌を除く 全 土 壌		全面土壌散布		
水田作物、 畑 作 物 (休耕田)		水田一年生雑草 マツバイ	4~7月の雑草 発生前~ 発生始期	۸ ۱ لخ	4~6kg/10a		全面土壌 均一散布 又は土壌 混和処理	
水田作物(水田畦畔)	水田畦畔	一年生雑草及び 多年生広葉雑草 (まめ科を除く) スギナ	秋冬期~春期 の雑草発生前 ~発生始期	全土壌			全面土壌散布	
樹木等	公庭堤駐道軍宅の鉄園園う場路場地面等	一年生雑草	雑草発生前 ~発生始期	_	6~9kg/10a	3回以内	植栽地を除く樹木等の周辺地に全面土壌散布	3回以内
		多年生広葉雑草 スギナ			10~15kg/10a			



農林水産省登録 第14217号

⚠ 効果・薬害等の注意



- ●使用量に合わせ秤量し、使いきる。
- ●雑草が大きくなると効果が劣るので、発生始めに使用する。
- ●本剤はイネ科雑草に対しては効果が劣るので、イネ科雑草が優占する場所での使用はさける。
- ●土壌が乾燥していると効果が不十分となるので、雨上がり等の土が湿った状態で使用することが望ましい。
- ●全面散布の場合は散布むらを生じないように全面に均一に散布する。なお、果樹園、桑園の場合は施用 後土壌と混和すると薬害を生じるおそれがあるので土壌混和はしない。
- ●果樹園での多年生雑草への局所処理の場合、10アール当りの使用量は処理箇所数に応じて加減する(処 理面積 $1m^2$ 当り $8\sim10g$ 又は1株当り $3\sim5g$)。また、雑草が大きくなりすぎると効果が劣るので春期の 発生始めからおそくとも梅雨に入る前ころまでに使用する。また、大きくなりすぎた雑草はあらかじめ 刈り取っておく。
- ●果樹類に対しては開花期前後の使用は結実不良などを生じるおそれがあるのでさける。
- ●本剤は処理後地表面から薬剤が気化し気象条件などによって滞留した場合、下枝の葉や果実に薬害を生 じるおそれがあるので、風通しの悪い凹地など空気の滞留しやすい場所での使用はさける。
- ●桑に使用する場合、葉にかかると薬害を生じるおそれがあるので春期桑の発芽前又は夏切り直後に使用する。
- ●休耕田に使用する場合は、土壌全面に散布し、できるだけ土壌混和する。また、隣接圃場に薬剤が流入 しないように厳重に注意する。なお、後作への影響については発芽検定試験を行って調査し十分注意する。
- ●水田畦畔に使用する場合は、裸地化して都合の悪い場所では使用しない。
- ●次のような場所では薬害のおそれがあるので使用をさける。
 - ①極端な砂質土壌。
 - ②そ菜(かぼちゃ、うり類など)、花き(菊など)、ホップなどの栽培園に隣接している場所及びその栽 培予定地。
 - ③新植後3年未満又は間作予定の果樹園、桑園。
 - ④ハウス、温室などの施設内及びその周辺並びにそれらの設置予定地。
 - ⑤移植後間もない樹木の周辺。
 - ⑥本剤に影響を受けやすい樹種(マツ類、モクセイ類、モミ類、ニワウメ、ヒノキ、コウヤマキ、イチ ジク) 等の樹冠下。
- ●公園、堤とう等で使用する場合、特に以下のことに注意する。
 - ①激しい降雨の予想される場合は使用をさける。
 - ②本剤の飛散あるいは流出によって有用植物に薬害が生じることのないよう十分注意して散布する。
 - ③水源池等に本剤が飛散・流入しないように十分注意する。
 - ④関係者以外は作業現場に近づかせない。小児、通行人、家畜などに留意する。散布後(最小限その当日) も散布区域に縄囲いや立て札を立て立ち入らせない。
- ●散布器具、容器の洗浄水は河川等に流さず、空袋等は環境に影響を与えないよう適切に処理する。
- ●本剤の使用に当たっては、使用量、使用時期、使用方法を誤らないように注意し、特に初めて使用する 場合は、病害虫防除所等関係機関の指導を受ける。

⚠ 安全使用上の注意 💍



- ●本剤は眼に対して刺激性があるので、眼に入った場合には直ちに水洗し、眼科医の手当を受ける。
- ●散布の際は農薬用マスク、手袋、長ズボン・長袖の作業衣などを着用する。 作業後は直ちに手足、顔などを石けんでよく洗い、うがいをするとともに衣服を交換する。



カソロン粒剤6.7

農林水産省登録 第14217号

平成30年8月8日現在

安全使用上の注意(つづき) -

- ●作業時に着用していた衣服等は他のものとは分けて洗濯する。
- ●かぶれやすい体質の人は取扱いに十分注意する。
- ●公園、堤とう等で使用する場合は、小児や散布に関係のない者が作業現場に近づかないよう配慮すると ともに居住者、通行人、家畜などに被害を及ぼさないよう注意を払う。また、散布後にあっても、少な くともその当日は散布区域に立ち入らないように縄囲いや立札を立てるなど配慮する。
- ●使用残りの薬剤は必ず安全な場所に保管する。

治療法…該当なし

魚毒性等…水産動植物(魚類)に影響を及ぼすおそれがあるので、養魚田周辺での使用には注意する。

保 管…密封し、直射日光をさけ、種子、苗、肥料、他の農薬などと隔離し、食品と区別して、冷涼・ 乾燥した所。